

都農町立都農南小学校

# いじめ防止基本方針

令和5年8月31日改訂

# 令和6年 4月1日施行

## 都農町立都農南小学校いじめ防止基本方針

都農町立都農南小学校

### はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に亘って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にもある。

こうした中、改めて、全教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

こうした状況の中で、平成29年3月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成29年10月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定された。さらには、「都農町いじめ防止基本方針」でも、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することが明記された。これらのことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針「都農南小学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

### もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめに対する措置	3
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	4
2	いじめの防止等に関する措置	4
(1)	いじめの防止	4
(2)	いじめの早期発見	5
(3)	いじめに対する措置	5
(4)	ネット上のいじめへの対応	8
3	いじめ対応の重層的支援構造	9
(1)	いじめ防止につながる発達支持的生徒指導	9
(2)	いじめの未然防止教育	10
(3)	いじめの早期対応発見	10
(4)	いじめの困難課題対応的生徒指導の実際	11
4	その他の留意事項	11
(1)	組織的な指導体制	11
(2)	校内研修の充実	11
(3)	校務の効率化	12
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	12
(5)	家庭や地域との連携について	12
(6)	関係機関との連携について	12
5	重大事態への対処	12
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	13

【参考】別紙1～4

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要です。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

例えば、いじめを受けていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

ただし、このことは、いじめを受けた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童本人や周囲の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。

- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等の当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指します。

- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとしします。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

- (5) いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「サポート委員会」という。）へ情報提供することは必要となります。

- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。
- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - (イ) 仲間はずれや集団による無視をされる
  - (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - (オ) 金品をたかられる
  - (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - (ク) パソコンや携帯電話を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要となるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。
- これらについては、教育的な配慮や被害者の移行への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要です。

## 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点をもって日々の指導に臨みます。
- いじめを生まない土壌をつくるために、心の通う対人関係を構築できる社会性のある児童の育成に努めます。
- 児童や保護者に対して、「いじめは決して許されない行為である」ことについて、理解を促します。
- いじめを受けている児童をしっかりと守るとともに、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに取り組みます。

### (1) いじめの防止

いじめ問題への対応は、児童をいじめに向かわせないための未然防止に教職員が一丸となって取り組むことが最も重要であると考えます。そこで、本校においては、児童が友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行います。

### (2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識して、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することで、早期の対応に努めます。

### (3) いじめに対する措置

いじめを発見した時は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害児童を守り通すことを最優先し、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うようにします。教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関や専門機関と連携し対応にあたります。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置します。

本校では、既に設置している「いじめ・不登校対策委員会」（以下サポート委員会とする）をもって充てることとします。

なお、隔月（1）回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

#### 【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、担任等

#### 【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

### 2 いじめの防止等に関する措置 ※別紙1参照

#### (1) いじめの防止

##### ア 児童が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 異学年交流会の実施
- 特別活動等での話し合い活動の充実
- 縦割り清掃活動の実施
- ボランティア活動

(イ) 児童同士で悩みを聞き合い、相談し合う活動を推進します。

- 特別活動等における児童同士の相談活動の推進

(ウ) いじめの理解や過去の事例について、児童が学ぶ機会を、設定します。

- 全校朝会での人権の話
- 児童による学校行事や集会の企画・運営

##### イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己肯定感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 教職員相互の授業研究会の実施

(イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定
- 「人権週間」の設定

(ウ) 全教育活動を通して道徳教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことを目指します。

○ 教科や特別活動、道徳の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定

○ 外部講師等による講演会の実施

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

○ P T A 総会での学校の方針説明

○ 学校通信等を活用したいじめの防止活動の報告

○ 学校公開（オープンスクール）の実施

○ 保護者を対象とした研修会の開催

## (2) いじめの早期発見

ア いじめられた児童、いじめた児童が発するサインを、教職員及び保護者で共有します。

○ 児童が発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2参照

イ 教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

○ 教育相談週間の設定

○ いじめの相談窓口（担任、生徒指導主事、養護教諭等）の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

○ 学校独自のアンケートの実施（記名・無記名）

○ 県下一斉のアンケートの実施

エ 「サポート委員会」において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

○ 職員会議での情報の共有

○ 進級、進学時の情報の確実な引き継ぎ

○ 過去のいじめ事例の蓄積

## (3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応 ※別紙3参照

○ 教職員は、「これぐらい」という感覚を無くし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。（からかい、悪口、嫌なことを言う、仲間はずれ、集団による無視、軽くぶつかったり、遊ぶふりをしてたたいたり蹴ったりする。金品をたかられる。パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込まれる）

○ いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。

○ いじめの事実について生徒指導主事等（「サポート委員会」を構成するいずれかの委員）及び管理職に速やかに通報します。

## イ 情報の共有

- いじめの情報を受けた生徒指導主事等が、いじめを認知した場合は「サポート委員会」の委員へ報告し、情報の共有化を図ります。

## ウ 事実関係についての調査

- 速やかに「サポート委員会」を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断した場合、校長が町教育委員会へ直ちに報告します。
- 児童の聴き取りに当たっては、「サポート委員会」の委員のほか、児童が話をしやすいよう担当する教職員を選任します。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この調査により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

## エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 事実関係が把握された時点で、「サポート委員会」において、指導及び支援の方針を決定します。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「サポート委員会」で決定します。
- 「サポート委員会」の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

### **いじめられた児童とその保護者への支援**

#### 【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

#### 【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

### **いじめた児童への指導又はその保護者への支援**

#### **【いじめた児童への支援】**

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

#### **【いじめた児童の保護者への支援】**

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童やその保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

#### **【保護者同士が対立する場合などへの支援】**

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が積極的にかかわる
- ・町教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

### **いじめが起きた集団への働きかけ**

いじめられた児童・いじめた児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己肯定感が味わえる集団づくりに努める

#### オ 関係機関との連携

- 校長はいじめであると認識した場合は、町教育委員会への報告を速やかに行います。
- いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめた児童の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて町教育委員会と連携して対応します。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。



## カ 継続指導・経過観察 ※別紙4参照

- 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「サポート委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していきます。

### (4) ネット上のいじめへの対応

#### ア ネットいじめとは

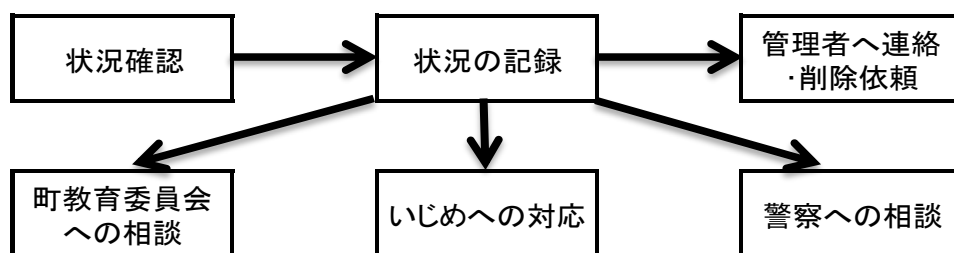
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載することなどがインターネット上のいじめであり、犯罪行為に当たります。

#### イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや家庭における見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（家庭内ルールの作成など）
- 教科や特別活動等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

#### ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、またネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

### 3 いじめ対応の重層的支援構造

法第8条において、学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行うことが責務であると規定されました。それまでは、いじめが起こった後の「対処」に焦点が当てられがちでしたが、「未然防止」→「早期発見」→「対処」という順序が明確に示されたと言えます。この対応プロセスは、生徒指導の4層の支援構造である、①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応的生徒指導と重なるものです。

#### (1) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す
  - 様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保する。
  - 児童がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかける。
- ② 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
  - 学力以外にも様々な観点から、児童が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを、学校生活においてどれだけ提供することができるのかが重要である。
  - 自分のやろうとすることが認められ、応援してもらっていると感じさせる。
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
  - 主体的に取り組む共同の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感させる。
  - 互いに助け合いながら、学級や児童会活動などにおいて何ができるのか、ということについて児童自身が考える機会を用意する。
- ④ 「困った、助けて」と言えるように適切な救助希求を促す
  - 児童が「困った、助けて」と言える雰囲気を日頃から意識して作り出す。
  - 児童の「困った」をしっかりと受け止めることができる体制を学校の中に整える。

## (2) いじめの未然防止教育

- ① いじめの心理から考える未然防止教育の取組
  - 「いじめは良くない」と頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を学校や家庭での日常生活の中で身に付けさせるように働きかける。
  - 道徳科や学級活動などの時間に、実際の事例などを教材にして児童同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意する。
  - 児童がいじめに対して正面から向き合い、いじめを自分のこととして捉え、考え、議論するような実践的な取組を充実させる。
  - 児童が自分の感情に気付き適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行う。
- ② いじめの構造から考える未然防止教育の方向性
  - 学級担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させる。
  - いじめの傍観者である児童の間から「相談者」や「仲裁者」が出現するよう学級担任は信頼される存在として児童の前に立つこと。
- ③ いじめを法律的な視点から考える未然防止教育
  - 児童が、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかける。
  - 法やいじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会を設ける。

## (3) いじめの早期発見対応

- ① いじめに気付くための組織的な取組
  - 児童の表情や学級の雰囲気から違和感に気付き、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が必要である。
  - アンケートを実施するに当たっては、いじめを受けている児童が「見られたらどうしよう」といった心配をせずに記入できたり、具体的ないじめの態様ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねるなどして精度を高めたりする工夫が必要である。
  - アンケート実施後は、速やかに内容の確認を行い少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時を置かずに対応することが肝要である。
  - 児童に安心感を与えるこまめな校内の見回りや、困ったときには先生に相談したいという気持ちを生み出す教育相談活動なども大切である。
  - 家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げること重要である。

- ② いじめへの対応の原則と共通理解
  - いじめられている児童の理解と傷ついた心のケア
  - 被害者のニーズの確認
  - いじめ加害者へと被害者の関係修復
  - いじめの解消

#### (4) いじめの困難課題対応的生徒指導の実際

- ① いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケース
  - 周りからは仲が良いと見られるグループ内でのいじめ
  - 閉鎖的な習い事等におけるいじめ
  - 被害と加害が錯綜している場合
  - 教職員等が被害児童側にも問題があるとみてしまう場合
  - いじめが起きた学級が学級崩壊状態にある場合
  - いじめが集団化し孤立状態にある場合
  - 学校として特に配慮が必要な児童が関わる場合
  - 学校と関係する児童の保護者との間に不信感が生まれてしまった場合
- ② 困難課題対応的な事例となった場合の指導の在り方
  - アセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害児童の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童の抱える課題等）を行う。
  - アセスメントに基づいた被害児童への援助方針及び加害児童への指導方針、周囲の児童への働きかけの方針についてのプランニングを行う。
  - 被害児童及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得る。
  - 実際に指導・援助プランを実施する。
  - モニタリング（3ヶ月を目途に、丁寧な見守り、被害児童及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等）を行う。
  - 教育委員会等への報告
  - 情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行う。

## 4 その他の留意事項

### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、「サポート委員会」による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

### (2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

### (3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

### (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

### (5) 家庭や地域との連携について

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校関係者評価委員等、地域との連携の促進を通して、学校と家庭、地域が組織的に協働する体制を構築していきます。

### (6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体となった対応をしていきます。

#### ① 教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

#### ② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

#### ③ 福祉関係との連携

- ・スクールカウンセラーの活用（町教育委員会への依頼）
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童の生活、環境の状況把握

#### ④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

## 5 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（都農児湯いじめ問題対策専門家委員会）に協力することとします。

#### ○ 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・高額な金品を奪い取られた場合など

- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
    - ・ 年間の欠席が30日程度以上で状況の改善が図られない場合
    - ・ 連続で1週間欠席のとき又は、連続ではないものの欠席日数が月内7日間担った場合は、状況により判断する。
  - 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあり、上記のいずれかの要因を満たす場合
- (2) 学校は、いじめの重大事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、町の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
- また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。